

第二十八回国会
衆議院

文教委員會議録第十六号

昭和三十三年四月四日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長代理 理事佐藤次郎君

理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君

理事山中 貞則君 理事河野 正君

杉浦 武雄君 千葉 三郎君

渡海元三郎君 藤尾 弘吉君

並木 芳雄君 野依 秀市君

山口 好一君 櫻井 奎夫君

鈴木 義男君 高津 正道君

辻原 弘市君 野原 覺君

平田 ヒデ君 山崎 始男君

小林 信一君

出席國務大臣 松永 東君

出席府政委員 齋藤 正君

文部事務官(大臣 官房総務参事官) 内藤馨三郎君

文部事務官(初等 中等教育局長) 専門員 石井 島君

委員外の出席者

四月四日
委員加川恭平君、永山忠則君、松田
竹千代君、木下哲君及び小牧次生君
辭任につき、その補欠として井原岸
高君、北村徳太郎君、濱野清吾君、
山崎始男君及び鈴木義男君が議長の
指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

学校保健法案(内閣提出第二二〇号)
(參議院送付)

学校統合及び児童生徒の災害補償に
關する件

○佐藤(觀)委員長代理 これより會議
を開きます。

委員長が所用のため欠席いたしました
ので、委員長の指名により理事の私
が委員長の職務を代行いたします。
まず学校保健法案を議題とし、その
提案の趣旨説明を聴取いたします。松
永文部大臣。

学校保健法案
学校保健法
目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 健康診断及び健康相談
(第四条—第十一条)

第三章 伝染病の予防(第十二条—
第十四条)

第四章 学校保健技術並びに学校
医、学校歯科医及び学校
薬剤師(第十五条—第二十
六条)

第五章 地方公共団体の援助及び
国の補助(第二十七条・第
二十八条)

第六章 雑則(第二十九条—第二十
一条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、学校における
保健管理に關し必要な事項を定

め、児童、生徒、学生及び幼児並
びに職員の健康の保持増進を図
り、もつて学校教育の円滑な実施
とその成果の確保に資することを
目的とする。

(学校保健計画)

第二条 学校においては、児童、生
徒、学生又は幼児及び職員の健康
診断その他その保健に關する事項
について計画を立て、これを実施
しなければならない。

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採
光、照明及び保温を適切に行い、
清潔を保つ等環境衛生の維持に努
め、必要に応じてその改善を図ら
なければならない。

第二章 健康診断及び健康相
談

(就学時の健康診断)

第四条 市(特別区を含む。以下同
じ)町村の教育委員会は、学校教育
法(昭和二十二年法律第二十六
号)第二十二条第一項の規定によ
り翌学年の初めから小学校又は育
学校若しくは養護学校の小学部に就
学させるべき者で、当該市町村の
区域内に住所を有するものの就学
に當つて、その健康診断を行わな
ければならない。

第五条 市町村の教育委員会は、前
条の健康診断の結果に基づき、治療
を勧告し、保健上必要な助言を行
い、及び学校教育法第二十二條第
一項に規定する義務の猶予若しく

は免除又は育学校、養護学校若しく
は養護学校への就学に關し指導を
行う等適切な措置をとらなければ
ならない。

(児童、生徒、学生及び幼児の健
康診断)

第六条 学校においては、毎学年定
期に、児童、生徒、学生(通信に
よる教育を受ける学生を除く。)又
は幼児の健康診断を行わなければ
ならない。

2 学校においては、必要があると
きは、臨時に、児童、生徒、学生
又は幼児の健康診断を行うものと
する。

第七条 学校においては、前条の健
康診断の結果に基づき、疾病の予防
処置を行い、又は治療を指示し、
並びに運動及び作業を軽減する等
適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第八条 学校の設置者は、毎学年定
期に、学校の職員の健康診断を行
わなければならない。

2 市町村立の義務教育諸学校(小
学校、中学校又は育学校、養護学
校若しくは養護学校の小学部若しく
は中学部をいう。以下同じ)の校
長(育学校、養護学校又は養護学校
の小学部又は中学部にあつては、
当該部の属する学校の校長)及び
教員の結核に關する定期の健康診
断は、前項の規定にかかわらず、
都道府県教育委員会が行う。

3 学校の設置者は、必要があると
きは、臨時に、学校の職員の健康
診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条第一
項又は第三項の健康診断の結果に
基づき、治療を指示し、及び勤務を
軽減する等適切な措置をとらなけ
ればならない。

2 都道府県教育委員会は、市町
村の教育委員会に対し、前条第二
項の健康診断の結果を通知し、か
つ、その結果に基づき必要な指示を
しなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準
等)

第十条 健康診断の方法及び技術的
基準については文部省令で定め
る。

2 第四条から前条までに定めるも
ののほか、健康診断の時期及び検
査の項目その他健康診断に關し必
要な事項は、前項に規定するもの
を除き、第四条の健康診断に關す
るものについては政令で、第六条
及び第八条の健康診断に關するも
のについては文部省令で定める。

(健康相談)

第十一条 学校においては、児童、生
徒、学生又は幼児の健康に關し、
健康相談を行うものとする。

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかつ
ており、かかつておる疑があり、
又はかかるおそれのある児童、生

徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基く政令を含む)及び伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)その他伝染病の予防に關して規定する法律(これらの法律に基く命令を含む)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第四章 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(学校保健技術)

第十五条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技術者を置くものとする。

2 学校保健技術者は、学校における保健管理に關する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技術者は、上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第十六条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとす

る。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に關する専門的事項に關し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部省令で定める。

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう)で次の各号の一に該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その

援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、公立の義務教育諸学校の校長(育学校、養学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する学校の校長)及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費の一部を補助することができる。

3 前二項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第六章 雑則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基き処理すべき事務を校長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第十七條及び第十八條第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)

2 学校薬剤師は、第十六條第二項の規定にかかわらず、昭和三十六

年三月三十一日までの間は、置かないことができる。

(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員、健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第二十六條中「伝染病にかかり、若しくはその虞のある児童又は」を削る。

(結核予防法の一部改正)

4 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「職員、」を削り、同條第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対して」に、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)を」を「学校保健法(昭和三十三年法律第 号)に、」を行つた場合」を「が行われた場合」に改め、「ときは」の下に「当該対象者に対してそれぞれ使用者又は学校若しくは施設の長が」を加える。

第十一條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基く命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第四條第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場

合に準用する。

第十三條第一項中「健康診断を行つた者」の下に「同條第四項の規定により同條第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。」を加える。

第二十條中「第十一條」を「第十一條第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

理 由

児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、健康診断、健康相談、伝染病の予防その他学校における健康管理に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松永国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校保健法案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、学校における保健管理に關し必要な事項を定め、学校における保健管理についての全国的水準を維持し、向上するための諸条件を整備しようとするものであります。学校は、多数の児童、生徒、学生ま

たは幼児を収容して教育を行うところであり、また、人的にも物的にも最も健康に適した環境でなければなりません。また児童、生徒等の健康は、学校教育における学習能力の向上の基礎でもあり、さらには健康の増進そのものが教育の目的につながるものであります。おおよそ児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康増進をはかることは、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する基本的要件の一つと言わなければなりません。

ところで現行の学校教育関係諸法規に規定された学校における保健管理に関する制度は、学校教育法第十二条の規定とこれに基く学校身体検査規則その他一、二の文部省令の規定がある程度でありますので、政府といたしましては、とりあえず指導措置によって学校における保健管理の強化に努力して参ったのでありますが、法的不備と相俟って必ずしも十分な成果を期待できず、優良な学校も一部に出てきた反面全国的には低水準にあることを免れなかつたのであります。こうした現状にかんがみ、かねて保健体育審議会の答申あるいは全国学校保健大会の決議を初め、各方面より学校保健に関する立法措置が要望され、政府といたしましても学校における保健管理の学校教育において占める重要性にかんがみ、慎重に検討の結果、この法案を作成いたしました次第であります。

次に、この法案の要点とするところを申し上げます。

まず、総則におきまして学校保健計画と学校環境衛生のことを規定いたし、児童、生徒等の健康診断その他その保健に関する事項については、学校

保健計画を立て計画性をもって実施すべきこと及び学校においては、換気、採光、照明、保温、清潔等についての環境衛生の維持及び改善に努めるべきことを明らかにし、第二章以下において具体的項目について規定いたしました。

第一は、健康診断及び健康相談の制度を整備したことであります。

すなわち、小学校へ初めて就学するに当たっての就学時の健康診断を新たに制度化し、また学校における健康診断について、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断と職員の健康診断について所要の整備をはかり、その充実を期したのであります。特に児童、生徒等の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な事後措置を講ずることといたしました。

第二は、学校における伝染病の予防に關して所要の規定を整備いたしましたこととあります。

第三は、新たに都道府県の教育委員会の事務局に学校保健技師を置くこととし、また学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くための制度を整備いたしましたこととあります。

第四は、要保護及び準要保護の児童または生徒の伝染病または学習に支障を生ずるおそれのある一定の疾病の治療のための医療に要する費用について、地方公共団体が必要な援助を行うこととし、これに要する経費について、国の補助と、また公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費についての

都道府県に對する国の補助とを規定いたしましたこととあります。

その他は、保健室の設置、保健所との連絡に關する規定を設けたこととあります。

なお、学校教育法の第十二条を改正し、同法が基本法であり、この法案は、いわば同法の特別法であることを明らかにしております。

最後に、本法の施行期日は、現行制度からの移行を円滑ならしめるため本年六月一日からとし、要保護および準要保護児童、生徒に対する医療に要する費用についての地方公共団体の援助及び国の補助については、新制度実施の準備期間を考慮して、本年十月一日から施行することといたしました。

何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○佐藤委員長代理 次に内閣府府委員より補足説明を聴取いたします。

○内閣府府委員 学校保健法案についての文部大臣の趣旨説明を補足しまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法案の規定事項についてであります。従来は学校における保健管理制度全般にわたる統一立法はなく、学校教育法第十二条の規定及びこれに基く省令等で各個別に規定しておりました。その他は指導措置によつていたものであります。この法案は、制度の全般にわたる、必要な基本的事項を総合的に規定することとしたものであります。総則、健康診断及び健康相談、伝染病の予防、学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、地方公共団体の援助及び国の補助、雑則

の六章二十一條と附則から構成されております。

以下、章ごとに順次その要点を御説明申し上げます。

第一章総則におきましては、目的、学校保健計画及び学校環境衛生について規定しております。

まず、この法律の目的とするところは、学校における保健管理に關し必要な事項を定めることにより、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進をはかり、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することにある旨をうたい、この法案の規定範圍とその目標を明らかにいたしております。

学校保健計画につきましては、児童、生徒等の健康の保持増進をはかるためには、児童、生徒等の健康診断その他その保健に關する事項について合理的な計画を立て、計画性をもつてこれを実施しなければならぬことを規定しております。

次に学校環境衛生につきましては、主として学校内の環境衛生のことを規定したもので、日常努めるべき換気、採光、照明、保温、清潔等の学校内の環境衛生の維持と、必要に応じてその改善をはかるべきことを規定したものであります。この実施については参考指針を示したいと考えております。

第二章は健康診断及び健康相談に關する規定で、就学時の健康診断、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断、職員の健康診断並びに健康相談のことを規定しております。

まず、健康診断という言葉であり、すが、従来学校教育関係法規では、身体検査という言葉が使われていました

が、身体検査という身体的な性格検査に偏したような語感もあり、最近の各方面の用語例にも合わないもので、この法案においては健康診断と改めることにいたしました。

就学時の健康診断につきましては、従来就学時の身体検査として全国約八割近くの小学校において行われておりましたが、これは特別な法的根拠に基づいて行われてきたわけではなく、その必要性から事実上行われてきたものであります。しかし就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が学齢簿を作成し入学通知を行う就学事務との関連において行なつて、初めて所期の目的が達せられるものであります。この法案においてはそのように制度化したこととし、就学時の健康診断の結果に基づき、入学までに必要な治療の制告をし、就学義務の猶予もしくは免除または育学校、ろう学校もしくは養護学校への就学に關し指導を行う等の適切な措置をとるものとしたのであります。

児童、生徒、学生及び幼児の健康診断につきましては、これは従来の学校身体検査を移行したものであります。が、従来の身体検査がやや形式に流れているからいふありますので、この法案成立の上は、健康診断の方法及び技術的基準等を省令においてできる限り整備し、また健康診断の結果に基づく事後指導等の措置につきましてもできるだけ実施に便なように整備いたし、後に述べます要保護及び準要保護児童、生徒に對する保健医療費の補助と相俟つて、いわゆる学校病の一掃に努力するようにいたしたいと考えております。

職員健康診断につきましては、事業主たる学校の設置者が行う建前とし、また市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期健康診断は、従来の実績にかんがみ、また統一的基準をもつてより効果的に行う必要から、特に都道府県の教育委員会において行うこととしたしております。

健康相談につきましては、従来指導措置によって行われてきましたが、この法案におきましては、これを制度として行うこととしその充実をはかりたいと考えております。

なお、健康診断の方法及び技術的基準、その時期、検査の項目等に関しては、細目にわたりますので主として省令で定めることにいたしております。健康相談の実施基準につきましても、参考指針を示したいと考えております。

第三章は、伝染病の予防に関する規定であり、出席停止、臨時休業、省令への委任の事を規定しております。

従前学校における伝染病の予防に關しましては、学校伝染病予防規程という戦前の省令がありましたが、新憲法制定以後は一つの参考規程としての意味しか持つておられないものとされております。この法案におきましては、伝染病予防法その他伝染病の予防に關して規定する一般公衆衛生法規に規定のない事項について、学校における伝染病の予防に關し必要な事項を定めたものである出席停止の事と臨時休業の事を明記し、その他の予防方法の細目は省令に委任しております。

なお、伝染病による児童、生徒等の出席停止については急務を要するので

校長が行うものとし、伝染病予防上必要がある場合の臨時休業については単に個々の学校の臨時休業だけでは効果を期待できないことが多いこと、及び学校の全部または一部の授業を休止することでもありますので、学校の設置者が行うこととしたしました。

第四章は、学校保健技師ならびに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について規定しております。

学校保健技師は、都道府県の教育委員会の事務局に置き、上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的技術的指導及び技術に従事する一種の専門職であります。この種の制度は、戦前は地方学校衛生職員制という刺令によって各部道府県に学校衛生技師というものが置かれていたものであります。学校における保健管理の問題は、専門的事項について学識経験がある医師等が必要でありますので、少くとも都道府県の教育委員会の事務局に、この種の専門職を置くこととしたのであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、従来省令で暫定的に規定されておりましたが、これらの学校医等の設置は、本来法律で規定すべき事項と思われましますので、この法案においてはそれらの設置の事を規定し、また従来学校医等の職務の範囲が必ずしも明確でない点もありましたので、この法案の規定に基づいて職務執行の準則を省令で定めることとしたしました。なお、学校薬剤師につきましても、この制度が設けられたのが比較的新しく現在の設置状況が低いため、本法施行後も昭和三十六年三月三十一日までは置かないことができるという経過規定

を付しておりますが、政府といたしましては、本則において学校薬剤師を必置とした趣旨にかんがみまして、三年間の猶予期間を待たずにできるだけすみやかに各学校に設置されるよう勧奨したいと考えております。

第五章は、地方公共団体の援助及び国の補助に関する規定であります。

学校において健康診断を実施し、児童、生徒の疾病が発見された場合等に学校において疾病の治療の指示をいたしましても、従来の最も大きな隘路は、経済的理由によって医療費を支出することが困難な要保護および要保護の児童、生徒の場合であります。この法案におきましては、地方公共団体の法案に設置する義務教育諸学校の児童または生徒の保護者のうち要保護及び要保護の児童または生徒が、政令で定める伝染性または生体支障を生ずるおそれのある疾病について学校において治療の指示を受けた場合は、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行うものとし、その地方公共団体の援助に要する経費の一部については補助することができるとしてあります。なお、政令で定める疾病とは学校病ともいわれるトラホームその他の眼疾、伝染性皮膚疾患、中耳炎、アデノイド、蓄膿症、髄膜炎、寄生虫卵保有を予定しております。また国の補助については二分の一の補助を予定し、なお公費負担割合は、要保護児童、生徒については全額、準要保護児童、生徒については半額を予定しております。

次に国の補助としては、都道府県に對し、公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期健康診断に要する経費の一部を補助することができるとし、補助率は二分の一を予定いたしております。

第六章の雜則では、保健室、保健所との連絡、学校の設置者が事務の委任を行うことができることを規定しております。

この法案に規定された健康診断及び健康相談を行うため、その他救急処置等を行うため、学校には保健室を設けるものとしたしました。

保健所との連絡につきましては、健康診断を行う場合、結核に關するエックス線検査、ツベルクリン反応陰性者等に対する予防接種等に関し、保健所の協力が必要であり、また伝染病によつて出席停止や臨時休業の措置をした場合は、保健所における一般公衆衛生活動との連絡が必要でありますので、規定いたしました。

学校の設置者が事務の委任を行う場合については、この法案において従前として、学校の設置者が行うとされた事務が二、三ありますが、大学以外の公立学校に關しては地方教育行政の組織及び運営に關する法律に、公立大学に關しては地方自治法にそれぞれ事務の委任の規定がありますので、これらの学校に關してはそれらの法律の特例の定めによることとし、その他の国立または私立の学校については、校長に委任することができることとしたのであります。

附則におきましては、本法の施行期日と前記いたしました学校薬剤師の設置の特例の規定を設けたほか、本法の施行に伴い、関係法律に所要の改正を加えてあります。

各章ごとにその内容の要点を御説明申し上げた次第であります。

○佐藤(観)委員長代理 質疑の通告があります。順次これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 ただいま学校保健法に關しまして、大臣並びに当局側からいろいろ法案の趣旨御説明がございまして、私もさういふ法案の成立によつて今後学校におきます保健管理の面に一つの進歩が生まれて参ります点につきましては、全く了承することにございまして、ございませぬ。しかしながら今後児童生徒及び学生、あるいはまたそれに関連いたします職員健康保持増進をはかつて参りました。これは、さらに完備を期するための努力が行われなければならぬというところを私は強く痛感いたしましたのであります。ある意味におきましては本法との関連において今日の制度というものが逆に矛盾を生ぜしめておるような点がないでもないと思ひます。この点につきましては後ほどいろいろとお尋ねを申し上げたいと思ひますが、さういふ意味から私は若干の点について御意見を言つて参りたいと思ひます。

そこで、まず第一にお尋ねを申し上げます。子供生及び児童生並びに職員の健康の保持増進をはかつていくために、この法律案に基づきまして今後いろいろ学校保健の計画が行われて参るわけにございませぬ。もちろんその計画は一応校長の責任において行われるというふうな私ども判断をいたしますが、後ほど規定がございませぬように、実質的には学校医がその計画を立ててその実施を行なつていくということになると思ふのであります。

す。ところで第十六条で学校医の任務規定という事項がございます、具体的には政令で定められるということでございますが、いずれにいたしましても学校医の任務というものが規定され、その任務に基いて学校保健の計画実施に当たっていくことだと思っておりますが、御承知のように今度の法案では、たとえば学校医が法律で規定されたという点につきましては、私はいくちか進捗だと思っておりますが、実質的にはこの学校医というものは非常勤でございますし、なおまた待遇の面においてどういった待遇が考えられておるか分かりませんが、今日のような実情では、法律で定められた保健計画の完全なる実施に当たっていくという点につきましては、私どもは非常に大きな困難性があるのじゃないかというふうな点を痛感いたしておりますが、そういった点についてどういふふうにお考えになっておられますか、この点についてまずお尋ね申し上げます。

経費ではございませんので、今後一そう学校医の質の充実及び待遇の適正をはかって、健康診断に遺憾のないように努力いたして参りたいと考えております。

○河野(正)委員 なるほど地方財政等の関連もございまして、私も理想的に考えるようには相ならぬとは思いますが、実際にこの法案が生み出した精神を考えますと、やはり適正なる運営が行われなければ、何のために法案が成立せしめられたかという点について非常に疑問を抱かなくてはならぬ。学校保健の計画の実施に大きな役割を果して参りますのはやはり学校医でございますので、こういった面に対しましては、過剰といふべきところを、今後十分前端的に考えていただくならば、実際に運営に当りまする方の学校におきまして、非常に困難性がございますし、なおまたいろいろと学校医に計画等を指示いたしまする学校におきましても、待遇その他に非常に問題があるというところで遠慮なさって、せっかくつくばな法案が出て参りましても、その運営におきまして、将来いろいろ問題を起こすのじゃないかというふうな点を心配いたしますので、こういった点につきましましては、将来極力前進するような処置を行なうていただきたいと思います。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

を伴いますれば現在でもある程度は改善できると思っております。しかしながら先ほど申しましたように、何しろ建物の古いものが多過ぎますので、十分な効果は期待できませんので、改革に当たっては十分その点を考慮する、こういう趣旨でございます。決して既存の校舎を置き去りにしたわけではございません。

○河野(正)委員 なるほど局長の御答弁はもっともらしい御答弁でございます。しかしながら現実の問題といたしましては、私どもが遭遇いたしますのは、たとえば換気、採光、保温というふうなこともきわめて必要なことでございまして、ところがそういう点に費用をかける予算があるならば、むしろ新しく校舎を建てたいとか、あるいは増設をしたいというのが現地の声のようでもございまして、なおまたこれは現地のみならず当局側においても反省していただきたいと思います。たとえば基地周辺におきまします防音対策のごとき、これは私も国会で取り上げていろいろ御審議をお願いして参りましたが、飛行機のたれに非常に危険がある。危険があるなら移ればよいじゃないか。移りなされたけれども全然防音装置も行われなれば、換気、採光というふうな面についても考慮が払われな。なるほど危険は除去されたけれども、この防音については何ら考慮が払われぬというふうな過去における実例もございました。危険であれば危険という点に対しては私は教育の効果を上げることは困難だというふうにお考えのわけですが、そこでいろいろ先ほどから御答弁いた

○河野(正)委員 なるほど地方財政等の関連もございまして、私も理想的に考えるようには相ならぬとは思いますが、実際にこの法案が生み出した精神を考えますと、やはり適正なる運営が行われなければ、何のために法案が成立せしめられたかという点について非常に疑問を抱かなくてはならぬ。学校保健の計画の実施に大きな役割を果して参りますのはやはり学校医でございますので、こういった面に対しましては、過剰といふべきところを、今後十分前端的に考えていただくならば、実際に運営に当りまする方の学校におきまして、非常に困難性がございますし、なおまたいろいろと学校医に計画等を指示いたしまする学校におきましても、待遇その他に非常に問題があるというところで遠慮なさって、せっかくつくばな法案が出て参りましても、その運営におきまして、将来いろいろ問題を起こすのじゃないかというふうな点を心配いたしますので、こういった点につきましましては、将来極力前進するような処置を行なうていただきたいと思います。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○河野(正)委員 たいだい局長の御答弁を承りますと、今後新しく建設する校舎その他については、そういう点について十分善処するように配慮いたしたいというお話でございますけれども、私は新しく建設するよりはむしろ既存の校舎なり建物の方が大きなウエートを持つておると思う。そういった点で、既存の校舎なり施設におきまして、法に示された成果というものは絶対にあげることができないと判断いたすわけでございまして、ただいまの御答弁では、今後新しい校舎、施設というふうなお話でございますが、既存のものにつきましましてはどのような配慮がございまして、あわせてお尋ねいたしたいと思っております。

だきました、そういう過去におけるいろいろな問題もございましたので、そういった点につきましては、今後十分なる御考慮を払っていただかなければならぬということを申し添えておきたいと思ひます。

それから今後市町村の教育委員会は児童、生徒、学生及び職員に對しまして健康診断を行う、この法案が成立いたしますならば、そういった計画が逐次実施されるのであります。ところが、この健康診断に基いて保健上必要な場合には治療の勧告を行うというところでございまして、実際問題として、たとえば要保護者あるいはそれに準ずる要保護者の場合は、二分の一なりあるいは全額の補助がございましてから問題ないとしても、いわゆるボーダー・ラインと申しますか、要保護者でもなければ要保護者でもない、しかしながら非常に生活上、経済的に問題があるというような家庭も私は多々あると思ひます。そういった場合に、治療を勧告して、果してそれが実際問題としてうまく実施されるかどうか。言葉をかえて申し上げますと、そういった場合に勧告して、果して勧告というものゝ権威が保たれるかどうかということについては、私も若干不安を持つものでございまして、これは実際に地方で診療しますと、おそらくそういった面が多々起ってくるだろうと思ひます。そういったしますと、結局勧告しても実際に実施してくれぬということになりまして、今度は勧告する方でも、もう勧告してもむだじゃないかというやうなことで、だんだんと熱意が失われていくというやうなことも当然考えなければならぬと考えます。そこ

で、私は将来の問題としては、治療を勧告する以上は、それに対する経済的な責任も持つというやうなことが、おそれる望ましいのじゃないか。おそらくこれは地方財政その他の面からこういうことになったと思ひます。しかし、実際問題として、私は勧告する以上は、勧告に對して経済的な責任を持つというやうなことが正しいのじゃないかというふうに判断いたしますが、その点に對してどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○内閣府委員 身体検査の結果、治療を要する者に対しては治療を勧告するわけでありまして、この場合保護者に十分な経済的能力のない方も多いと思ひております。そこでその結果どうしても治療費が出せないというやうな者がだんだんはつきりして参ると思ひます。ことに困難なものは、いわゆる生活保護法に言う要保護者でございす。この生活保護法の適用を受ける児童については、これは無条件に市町村で治療費は支出するわけでございす。なお、それに準ずる程度の者を本予算では二分見込んでおります。私どもは教科書あるいは給食等を実施して参った関係で、大体二分を救われるのではなからうかという期待を持つておるわけでございす。もしこの二分で今後十分でないということが明確になりますれば、さらに予算を増額して、一人の未治療者もなく完全に治療ができて、修学の効果を上げ得るやうにしたいと考えております。

○河野(正)委員 たいま要保護者に準じまする要保護家庭が約二分というふうに判断されているというお話でありましたが、私どもが実際に遭遇した

たしますことは、要保護家庭の場合には、その半分については地方自治体がめんどうを見なければならぬというところで、いろいろ政令その他基準が示されているわけでございすけれども、非常に地方で圧縮する傾向がある。これは國が全額負担ということになりますれば問題ないでございすけれども、地方は実際半額負担たなければならぬ。そこでそれを極端に嚴格に適用していく。そのために実は私も今日まで給食の問題、あるいは教科書の問題等いろいろな御便宜をはかつていただきまして、地方に帰りますと、やはりまだそういった点について非常に大きな問題を残している実例が多々ございす。ところが教科書あるいは給食の場合は、まあまあといったしまして、疾病の場合は人命に関する問題でございすので、教科書あるいは給食も必要なことと思ひますけれども、比重の方からいきますと、さらにこの健康管理の面の方がより重要な問題ではないかと判断するのでございす。おそらく地方から上つて参ります比重から申しますと、あるいは二分というところになっているかもしれせんけれども、実質の面から参りますと、もつとこれはパーセンテージが高いのではないかと判断をいたします。そういった声も現実に聞いておりますので、この点につきましては今後適切な指導をしていただかなければ、地方は今言つたやうに半分を負担しなければならぬということ、非常に嚴格に仕はつてきている。そこで中央におきましては、二分で事足りるというふうに御判断願つておられるかわかりませんが、実際はただ

いま申し上げましたやうな実情だということを十分お含み願つて、今後行政上の指導をやつていただきたい。こういった点につきましては、特に格段の御協力をお願い申し上げておきたいと思ひます。

それから学校の設置者が健康診断に基いて職員の治療あるいはまた勤務の軽減等を指示するといふやうな項目も規定されているやうでございす。ここで問題になりますのは、たとえば健康診断に基いて治療を指示する。治療を指示すれば当然休養を要するという問題もございす。あるいはまたまた勤務を軽減することになりますと、学校の教職員でございすので、やはり授業その他においていろいろな支障を来してくるというやうなこともあつてくるであらうと思ひます。そうなりますと、今後この法案が適切な運営をされて、そのために定員その他に影響を及ぼしてくるというやうなことも、これはやってみなければわからぬこととございすけれども、そういった状況というものが出てくるということとは当然予期されます。その場合に定員との関係をどのようにお考えになつていただくか。この点を一つ明らかにしたいと思ひます。

○内閣府委員 本法施行によりまして結核という診断をされて休養を要する場合には、これは定員外にしておきますので、本委員会に付託されておりますところの義務教育職員の、例のすし詰めの学級解消及び定数基準の法律によりまして、当然結核休養者はあつた外で算出されますので、これは実績に基いて地方交付税も算出されますし、なお義務教育国庫負担金も支出され

れますので、御心配はなからうかと申しております。

○河野(正)委員 そういたしますと、極端な例をあげて申しますと、非常に多数の休養者を出すと、非常に場合にも、実際の現場におきまする教育に支障を来すやうなことは起らないというところでございす。

○内閣府委員 私ども予想しておりますのは結核でございす。結核で長期休養を要するやうな場合には、大体現在環境衛生その他公衆衛生等が非常に進みまして、一・二%か、その程度になつております。總数にいたしまして、七千人程度でございす。今後この法律を実施することによつて、そういうことがあつても、これは地方交付税の方はワケ外で定数を計算する、こういう法律の趣旨になつておりますので、この点は御心配ないのじやなからうか。なお国庫負担金は、御承知の通り支出額の二分の一精算負担を建前としておりますので、遺憾ないと思ひております。

○河野(正)委員 そこで、さらに教職員の問題について傾けておきたいと思ひますが、それは今日まで教職員の児童、生徒、学生に及ぼします影響、そういった点が十分考慮されて、地方公共団体では厚生施設として教員保養所等を設置いたしております。ところが組織法を見れば参りましても、必ずしも設置しなければならぬというところではないやうでございす。しかし最近の傾向を見て参りますと、教育予算というものがだんだん圧迫されていく。その一つのしわ寄せとして、せっかく教職員の厚生施設として設置されました教職員保養所というものが、非常に

たしますことは、要保護家庭の場合には、その半分については地方自治体がめんどうを見なければならぬというところで、いろいろ政令その他基準が示されているわけでございすけれども、非常に地方で圧縮する傾向がある。これは國が全額負担ということになりますれば問題ないでございすけれども、地方は実際半額負担たなければならぬ。そこでそれを極端に嚴格に適用していく。そのために実は私も今日まで給食の問題、あるいは教科書の問題等いろいろな御便宜をはかつていただきまして、地方に帰りますと、やはりまだそういった点について非常に大きな問題を残している実例が多々ございす。ところが教科書あるいは給食の場合は、まあまあといったしまして、疾病の場合は人命に関する問題でございすので、教科書あるいは給食も必要なことと思ひますけれども、比重の方からいきますと、さらにこの健康管理の面の方がより重要な問題ではないかと判断するのでございす。おそらく地方から上つて参ります比重から申しますと、あるいは二分というところになっているかもしれせんけれども、実質の面から参りますと、もつとこれはパーセンテージが高いのではないかと判断をいたします。そういった声も現実に聞いておりますので、この点につきましては今後適切な指導をしていただかなければ、地方は今言つたやうに半分を負担しなければならぬということ、非常に嚴格に仕はつてきている。そこで中央におきましては、二分で事足りるというふうに御判断願つておられるかわかりませんが、実際はただ

い、必ずしも設けなくてもよろしいといふ実情でございます。そういったし

す。この法案というものが学校側から管理の面において非常に前進した法案であるといえますならば、そういつた点私は一歩欠けるものがあるのではないかとというふうな考え方を持つわけでございます。従つて私はやはりこの法案の円滑なる運営、あるいはこの法案に基づきまして大きな成果を上げて参りますためには、常時その面に対して

かがでございませう。

○内務政府委員　必置が建前になつております。ただ財政的な面が一つと、それから養護教諭の養成の面から考へまして、にわかに必置が困難でございませうので、学校教育法百三条で置かな

いことができる。かようになってい
わけてございますが、御趣旨の点は全
く同感でございますので、私どもはこ
のたびの定数基準におきましては約三
割増し、従来大体一万人の養護教諭が
いるのでございますが、このたびの法
案では三千人の増員を見込んで定数基
準を定めておりますので、小学校の規
模は大体千五百人に一人くらい、中学

校の場合には二千人に一人、かような
応の配置基準を持っているのでありま
して、本法案の実施と相待つてさらに
前進するように努力いたしたいと考へ
ております。

○河野(正)委員 努力される点は非常
にけっこうでございますけれども、た
だ問題になりますのは、ただいまも御
説明ございましたように、小学校にお

きましては二千五百人に一人、中学校におきましては二千五百人に一人というようにな一つの基準が示されて参つております。そういったしは、やはり僻地あるいは離島といった方面の学校において非常に大きな問題があると思ひます。と申し上げるのには、たとえば今度学校医といふものが必置制になる。法案に基きまして必置制でございますけれども、離島あるいは僻地におきましては、名義上学校医ができて参りましても實際上学校医そのものが直接に児童管理に当るといふことは困難である。これが常勤でございますれば別でございますが、非常勤でございますから、離島には全然医者がおらぬ、あるいは僻地では全く無医村であつて隣の村から行かなければならぬというところが多々あるのが現状でございます。そういったしと、表面上は学校医が直接健康管理を指導するわけでございますが、その直接指導いたします学校医といふものが隣の村あるいは隣の町あるいは海を渡つて行かなければならぬという事になりまします。むしろこの僻地とかあるいは離島といった非常に収容人員の少ないような学校にこそ養護教諭といふものが特に必要なことになって参るのではなからうか。ところが現実には中学校が二千五百人に一人、小学校が千五百人に一人といふような基準が生れて参りますと、私も最も重視しなければならぬと思ひます。離島あるいは僻地にこの養護教諭がかゝつて設置されないというやうな結果に私は陥つて参ると思ひます。せつかくこういふ法案で、私も非常に喜ぶわけでございますけれども、

でも、結果において現実面においては必ずしも前進していかぬというやうな、逆な面も出て参ると私は思ひます。ございしますが、そういった具体的な例に対してどういふふうにお考えになつておられますか、あらためて伺つておきたいと思ひます。

○内閣府委員 一つはそういう離島あるいは僻地の場合に考えられますのは、巡回診療班のやうなものでございします。ですからできるだけ巡回診療といふやうなものを整備する。もう一つは、今御指摘の養護教諭だと思ひます。養護教諭は小学校千五百人、中学校二千五百人に一人というワケはきめておられますけれども、これをどういふやうに配置するかといふことは各県の教育委員会の実情を見て、必要なところに私は配置したいと思つております。ですからこの法の運用に當つて十分遺憾のないやうにしていきたい。それから養護教諭の場合に必ずしも一校一人で専任といふことでなくして、数校兼任も可能かと思ひますので、こういう点もあわせ考へて僻地や離島が不当に保健衛生が管理できないというやうなことをないやうに運営に當つて十分指導して参りたいと思ひます。

○河野(正)委員 たとえばさつき御説明ございました巡回診療といふやうなことは、私も巡回診療に行つたことがございしますが、実際に巡回診療といふものはかえつて害があるのじやないかといふやうな考へ方を持つわけでは。責任ある管理といふものができぬわけでは。もしそこで誤つて私どもが指導しておつたといふやうな場合が起つて参りますと、結果的には逆の効果が出てくるというやうに思ひますので、私

みずからも経験がございしますが、巡回診療といふものが必ずしも適切な方法かどうかといふことにつきましても、これは非常に大きな問題があると思ひます。

それからなおまた實際配置については、それぞれ教育委員会でも考慮する、適切な配置が行われるやうに指導をしていきたいといふことでございしますけれども、先ほど御説明のございましたやうな千五百人あるいは二千五百人に一名といふやうな基準が出て参りますと、現実の問題としてなかなか適切な配置が行われるといふことは困難じやないかといふやうに考へるのであります。そこでこういふ面につきましては、私もまだまことに不満の意を表明せざるを得ないと思ひます。こういう点につきましても今後十分一つ御考慮をお願いするといふことになつておきたいと思ひます。

以上申し上げましたやうに、なるほど本法案がこの学校保健管理の面において一歩前進した法案だといふことにつきましても、私も心から賛成を表明いたします。しかしながらその運営につきましても、私が再三三四御指摘申し上げましたやうに、なお問題点が多々あるといふやうに考へますし、そういう問題点を今後解決していただくかなければ、私は本法案の成果を完全にあげていくといふことは困難ではないかといふ判断をいたしますので、そういう点については十分一つ御考慮を願つていただきます。

申し上げまして、私の質疑を終りました。かゝる存じ上げます。

○松永国務大臣 御説になりましたところは一つひとつもたつと存じます。ただ問題は財政上の裏づけをどうするかといふことが大きな問題なんです。ことにたゞいま御指摘になりました養護教諭の問題であります。これは私の古い考へで学校の看護婦ぐらいに考へておつては大へんな間違い、それぞの児童学生とそのふだんの健康育成の上を勘案して、そうして純然たる学校の教授と同じやうな取扱いをせんければいかぬのじやないかといふやうに私は私どもは考へておるわけなんです。従つて御指摘になりました点はそういう面から特に僻地教育、離島教育といふやうな面に――思はれない児童生徒あたりはたくさんおられます。これを何とかせんければならぬといふことは、これはもうあなた方と一緒に考へて協力しなければならぬといふやうに考へております。何といたしましても財政上の裏づけが十分でありますので、しかし御指摘の点は重々承知をいたしておりますので、今後全力をあげてそういう面の欠陥を排除していくといふやうに考へております。

○佐藤(觀)委員長代理 辻原委員。

○辻原委員 今の河野議員の質問に対する養護教諭の問題であります。どうも内閣さんの説明を承かりまして、われわれと意見が交はりまして、きめられてから自來今日までほとんどその答弁に前進がないといふことだけは事実であります。今度学校保健法の成立をするといふやうな機会になりま

して、この法律によりますれば学校医それから学校歯科医が中心となつて、おそらくその運営がやられるというやうな結果に相なるだらうと思ひます。そこで私は、今河野委員の指摘いたしましたやうに、また大臣も最後に述べられたやうに、学校における常時の保健指導、いわゆる常時の健康教育なるものは、そのにない手はやはり学校全体でなければならぬ、その中で特に専門的な立場から日常のにない手は養護教諭であつて、そのためにこそ法律はこの制度を設けているわけなんです。ところが一向にこの制度に対して忠実でないかと思ひます。せつかく保健法が成立するのでありますし、そのためには勢い事務のボリューム、学校に対する健康管理的ウェイトを非常に高いものを要求するといふ段階になると思ひます。その段階に何かしらぬエア、ボケッ

トを感ずるのはこの制度だと思ひます。法律をしっかりと何回読み直してみましても、特にこれは二十八条では排除規定を設けていない。学校教育法百三条で「当分の間」といふのをわざわざ入れて、これを置かない場合もあり得るという表現をしておる。するならば、一体この「当分の間」といふのはいつなのかといふことをわれわれ申し上げたいのです。法律成立の直後であれば、われわれはこういうやばなことは申し上げませんけれども、これは財政上の理由あるいは行政上の理由といふやうなことで引きさがるというところもありましかつても、しかし今日に至つてもなおかつ同じやうな答弁を繰り返しておるといふことは、この制度はすでに有名無実になつてゐるということ

を感ずるのはこの制度だと思ひます。法律をしっかりと何回読み直してみましても、特にこれは二十八条では排除規定を設けていない。学校教育法百三条で「当分の間」といふのをわざわざ入れて、これを置かない場合もあり得るという表現をしておる。するならば、一体この「当分の間」といふのはいつなのかといふことをわれわれ申し上げたいのです。法律成立の直後であれば、われわれはこういうやばなことは申し上げませんけれども、これは財政上の理由あるいは行政上の理由といふやうなことで引きさがるというところもありましかつても、しかし今日に至つてもなおかつ同じやうな答弁を繰り返しておるといふことは、この制度はすでに有名無実になつてゐるということ

きましては二千五百人に一人、中学校におきましては二千五百人に一人というようにな一つの基準が示されて参つております。そういったしは、やはり僻地あるいは離島といった方面の学校において非常に大きな問題があると思ひます。と申し上げるのには、たとえば今度学校医といふものが必置制になる。法案に基きまして必置制でございますけれども、離島あるいは僻地におきましては、名義上学校医ができて参りましても實際上学校医そのものが直接に児童管理に当るといふことは困難である。これが常勤でございますれば別でございますが、非常勤でございますから、離島には全然医者がおらぬ、あるいは僻地では全く無医村であつて隣の村から行かなければならぬというところが多々あるのが現状でございます。そういったしと、表面上は学校医が直接健康管理を指導するわけでございますが、その直接指導いたします学校医といふものが隣の村あるいは隣の町あるいは海を渡つて行かなければならぬという事になりまします。むしろこの僻地とかあるいは離島といった非常に収容人員の少ないような学校にこそ養護教諭といふものが特に必要なことになって参るのではなからうか。ところが現実には中学校が二千五百人に一人、小学校が千五百人に一人といふような基準が生れて参りますと、私も最も重視しなければならぬと思ひます。離島あるいは僻地にこの養護教諭がかゝつて設置されないというやうな結果に私は陥つて参ると思ひます。せつかくこういふ法案で、私も非常に喜ぶわけでございますけれども、

でも、結果において現実面においては必ずしも前進していかぬというやうな、逆な面も出て参ると私は思ひます。ございしますが、そういった具体的な例に対してどういふふうにお考えになつておられますか、あらためて伺つておきたいと思ひます。

○内閣府委員 一つはそういう離島あるいは僻地の場合に考えられますのは、巡回診療班のやうなものでございします。ですからできるだけ巡回診療といふやうなものを整備する。もう一つは、今御指摘の養護教諭だと思ひます。養護教諭は小学校千五百人、中学校二千五百人に一人というワケはきめておられますけれども、これをどういふやうに配置するかといふことは各県の教育委員会の実情を見て、必要なところに私は配置したいと思つております。ですからこの法の運用に當つて十分遺憾のないやうにしていきたい。それから養護教諭の場合に必ずしも一校一人で専任といふことでなくして、数校兼任も可能かと思ひますので、こういう点もあわせ考へて僻地や離島が不当に保健衛生が管理できないというやうなことをないやうに運営に當つて十分指導して参りたいと思ひます。

○河野(正)委員 たとえばさつき御説明ございました巡回診療といふやうなことは、私も巡回診療に行つたことがございしますが、実際に巡回診療といふものはかえつて害があるのじやないかといふやうな考へ方を持つわけでは。責任ある管理といふものができぬわけでは。もしそこで誤つて私どもが指導しておつたといふやうな場合が起つて参りますと、結果的には逆の効果が出てくるというやうに思ひますので、私

申し上げまして、私の質疑を終りました。かゝる存じ上げます。

○松永国務大臣 御説になりましたところは一つひとつもたつと存じます。ただ問題は財政上の裏づけをどうするかといふことが大きな問題なんです。ことにたゞいま御指摘になりました養護教諭の問題であります。これは私の古い考へで学校の看護婦ぐらいに考へておつては大へんな間違い、それぞの児童学生とそのふだんの健康育成の上を勘案して、そうして純然たる学校の教授と同じやうな取扱いをせんければいかぬのじやないかといふやうに私は私どもは考へておるわけなんです。従つて御指摘になりました点はそういう面から特に僻地教育、離島教育といふやうな面に――思はれない児童生徒あたりはたくさんおられます。これを何とかせんければならぬといふことは、これはもうあなた方と一緒に考へて協力しなければならぬといふやうに考へております。何といたしましても財政上の裏づけが十分でありますので、しかし御指摘の点は重々承知をいたしておりますので、今後全力をあげてそういう面の欠陥を排除していくといふやうに考へております。

○佐藤(觀)委員長代理 辻原委員。

○辻原委員 今の河野議員の質問に対する養護教諭の問題であります。どうも内閣さんの説明を承かりまして、われわれと意見が交はりまして、きめられてから自來今日までほとんどその答弁に前進がないといふことだけは事実であります。今度学校保健法の成立をするといふやうな機会になりま

言わざるを得ないのです。

そこで私は具体的にもう少し聞いておきたいと思うのだが、まず今内藤さんが言われたように、今度の新しく出ている法律の中で、がらり三割ばかり増している、配員は都道府県の自由だから、その都道府県において、数は少ないが少なからぬ程度適切な配置が試みられるのであらう、こういうことを言われておるが、これはとんでもない認識の誤りです。実際はどうかという、最近全体の定員が少いために、むしろ養護教員とか事務職員の配置というものがなおざりにされておるのです。各府県の配置基準を見たら、これは一目瞭然です。それは事務職員という制度があり、あるいは養護教員という制度がありながら、一般の定員が窮屈だというのが、名目は養護教員であり、事務員であるかもしれないけれども、やっていると一般教職員と変わらないという定員の配置をとっておるのではありません。そういう現状をあなた方は認識せられておるかどうか、まずこれについて承わりたい。

○内藤政府委員 私ども、養護教諭とか事務職員が財政の負担のためになおざりにされておるといふ事実はよく承知しております。ですから今度の定数基準に對しましては、養護教諭と事務職員は相当重点的に考慮して、定数を確保するように努力した法案を今提出しておるわけでありませう。もちろん十分ではございませんけれども、三十三年度の予算あるいはこの定数基準におきましてはこの点を十分考慮したつもりでございます。ただ全体の財政のワタがきついで、にわかに御期待のようになりませんが、漸進的に努力を続

けて参りたいと考えております。

○辻原委員 私はその数の問題を言っておるのではありません。制度の確立の問題が前提となるので、その点についてあなたの答を要求しておるのである。というところは、かりに数が一〇〇％になれば別ですけれども、そうでもない限りこれを流用するということがあり得るわけですから、現実に流用しておるのです。ですから、法律は後日審議になるであらうが、この法律を幾ら審議してみても、この法律の建前によつては養護教員の制度を確立することはできないということですから、あるいは事務職員でも同然です。それは、それだけの者を配置しておる、しかしながら現実において名目は養護教員として実際上は一般の教員と変わらないような配置をしておる。そういうような配置をせざるを得ないというのが今日の地方の状況です。あるいは事務職員とて同じです。そういう中で大臣の言われたことは、失礼ですが少し空疎なように聞えるのです。これは重大な学校の衛生管理を担当する教諭である、このあなたの御認識はまことにこりつぱなんです。しかし実際は、一般定員が減つてくればそつちに繰り込むというのでは、どこにおれたちはそういうにない手なんだという養護教員の誇りができますか。そういうことはできないのです。これは一般定員が窮屈になろうとも、どういふ情勢になろうとも、その任務が明確であるならば、その制度というものはそれぞれ個々の学校において確立されていなければならぬ。それが今日一般定員が窮屈だという理由においてできていないという現状に立つて、まずわれわれそこから

もう一べんこの制度の確立をはからなければならぬということを言っておるのです。そういう御認識があらうになりますか、またおありになるとすれば、一体いかうにして防がれますか。こういうことができないならば、これは結果として同じようなことにならぬのは火を見るよりも明らかだと思ふのです。ですから今度出した法案がいかにもつぱらなように言われておるのかに、私はそういう点において非常に危惧があるのです。必置ならば問題は別です。しかしながら今度一万三千人にしてそれを適正に配置しないといふことは、これは完全に養護教員をして今度の学校保健の重要な現場の重要な手としてなすためには、いかにも空疎なものを感ずるのです。どうして防がれますか。いかうな具体的な方法をもつてその制度の確立をはかられますか。数の問題については次にお聞きいたしますから、その制度の確立の問題についてまずお伺いしたい。

○松永国務大臣 今度御審議を願つておりますところの定数基準をききました、大体はこれと何とかが暫定的な方法ではあるのではないかと思います。それと申しますのは、今大体私の承知いたしております範囲では、現在たしか養護教諭と養護助教諭を合計いたしまして八千三百人というのを承わっております。ところが御承知のようにこの養護教諭に對してもそれぞれの資格が法定されておる。従つてこの養護教諭を全部増して、先ほど来河野さんあたりからいろいろ御指摘のありましたように、各校漏れなく必置するといふようなことになりますと、相当の人間が必要なんです。すな

わち、何でも今までの養護教諭と助教諭は今申し上げた通り八千三百名です。これを全部必置いたしますと、二万七千人の増員を要する、こういうことになるらしいのであります。ところがこのところにも欠陥があるので、年間養護教諭を養成いたしますのは、大体今では五百人程度らしいのです。ですからこれを充足いたしますと、もちろん五百人のうちには自然退職者あたりもありまうので、どうしても一べんにふやすといふことはなかなか困難であります。漸次増していくといふことにするよりほかに、しかし今いろいろ御指摘になりましたように、この養護教諭の必要性はもう何人も、いやしくも教育に関心を持つてい

る人は認めておるところであります。ですから、御指摘のような点まで、すなわち完全なところまでこぎつけるために努力を続けていくと申し上げるよりしようがないと思ひます。ただ劈頭に申し上げました、つまり定数基準の編成をお願いしてありますことができれば、何とかまずやつていけるんじゃないかと存じております。

○内藤政府委員 ただいま大臣が申しましたように、定数基準が今度できまふので、従来は御承知の通り、実績の二分の一負担でございますから、基準が何もなかったわけでございます。このたび定数基準によつて小学校、中学校それぞれ教員については一学級について何人というように基準ができて、教員数は一応確保し、さらに養護教諭、事務職員についてはそれぞれ基準を設けておりますので、総数のワタがきまりますし、具体的に養護教諭については大体何名かということがわかり

ますので、私は今後はこういう一般教員が足りないから養護教諭のワタを食うといふことはあまりあり得ないのではなからうかと思ひます。ですから、私も算定した数だけは少くとも確保できるであらう、かように確信しております。

○辻原委員 法律が通るか通らないか、これからの問題ですからわかりませんが、ただ今後段に言われた、必要な制度であるならば、地方においてそれが混迷を来さないようにすることが必要だと思ひます。そのためには何か流用、これは金の場合が一番罪惡視されてゐる。そういうことと同じように、やはりせつかく制度を設けながらその制度が地方において十分生かされていなくというようないふ行政のあり方は間違ひだと思ふ。この点は法律が通るか通らないかは別として、私は何らかの方法でやはり明確にすべきではないかと思ふ。そのことが将来計画的に学校保健を養護教員の手になつていき得る一つの方向を決定づけるものだ、そういう意味で一つこの問題は後日また審議の機会もあらうかと思ひますので、その点を多くを申し上げませんが、そのことをまず一つ明確にしても

それから、いま一つは養成の問題で、これはやはり充足が非常にむずかしいといふことを言われるのですが、これも私は非常に無責任に聞えるのです。それは大体地方において看護婦の養成機関あるいは保健婦の養成機関といふものはおそろしくこれは限定され、年々そう急にふえはしないのです。そういうところから供給を受けるといふことになれば、おのずからこれ

九

は足らぬという事はわかつているのです。だから養護教員の必要があればそこに何らかの手を打たなければならぬ。私は地方でもこういう意見がある県で申したことがあるわけです。それは、実際普通の病院でも最近看護婦が不足している。そこで医療法人個々において自分たちで養成しようという考え方を持っている。医師会あたりでは自分たちみずから手で養成しております。不足であるならばそういうところとタイアップをして、それぞれ都道府県において養成をはかる手もあるだろうし、またもつとこれが必要なものであるとするならば、私は何で何らかの養成方法を講じたいかと思ふ。年間五百人くらいしか出ないから、今急にたくさんほしいといつてもだめだといふような議論は、これは結局頭としてあげていふような議論だと思ふ。そういうことにならないようにしてもらいたい。それから全部必置にしてなお必要とする数は二万何百がしであります。別にこの数は天下がひっくり返るような数字でもありません。とするならば、その数においてこの問題をなおざりにすることは私はおかしいと思ふ。また一歩下って考えれば、もちろんこれは一年や二年でいかぬとするならば、三年計画、五年計画、これはあなた方はききなんですから、だから一つ三年計画でも五年計画でも立てて、そうして二万五千名充足とするならば、年間五千名ずつ養護教員として充当していこう、そうすればりっぱな制度ができ上るのです。でき上ったら、私はこの学校保健法の法律用語の三つや四つ間違っているよりも、はるかにりっぱな学校の健康管理

というものができ上ると思ふ。そういうところに一つ着目をして、養護教員の問題はこれ以上口頭でならないようにこの機会にしたいと思ひます。この点についてはわれわれ野党とも非常に熱望しておる。ですから、また財政的な理由ということでも遠慮を申し上げておるだけです。しかし文部省が積極的に三年計画あるいは制度を確立するというような方針を打ち出されるならば、私は与野党の方々といいども反対される向きはおそろくないと思ふのです。皆さん養成の御意見のように傾聴しておられますので、一つこの機会に、せっかく保健法も出ておるのだし、またあなたの方の定数確保の法律も出しておるのだし、われわれもまた学校教育法の改正案を出しておる。しやにむに押さず、一つ与野党で相談しよう、政府も説得して相談しよう、大蔵省もいやな顔をするようなら一つここに来て聞いてもらおう、こういう決意を持っているのですから、もつと積極的にお考えを賜りたいとわれわれは考える。大臣どうですか、計画的に制度を確立して、数は一ぺんにいかぬでも徐々にふやすという方策を、この際真剣にあなたは大匠としてお取り上げになることはお考えになりますか。このことが私は学校保健といふものをほんとうに教育の上で機会均等であらしめる最も重要な方策だと思ひます。お考えを承わつておきたいと思ひます。

○松永國務大臣 御指摘のことは重々その通りだと思ひます。従つてこの法案を通過させていただきまして、その後は必ずや御趣旨に沿うように努力してみたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員長代理 関連して平田ヒデ君。

○平田委員 大臣にお尋ねいたしますが、大体辻原委員の質問で尽きておるわけでございませうけれども、文部省の養護教諭の配当基準でございませう。小学校は一千五百名について一人、中学校は二千名に一人ということでございますけれども、この基準案は県の配当基準よりも悪いという調査はできておりませんか。文部省の方が低いという、そういう御調査はなさつていらつしやいますか。

○内藤政府委員 この基準は非常に高い基準でございませうので、大体全国の大多数の県はこれより下回つております。そういうわけで、この基準を充足するに今申しましたように三千名の養護教員がさらに必要、こういうわけでございませう。しかし一部の県においては、この基準よりも上回つておる県がございませう。しかし私も、上回つておるからといってこの基準に引き下げるようなことは、そういう指導はしたくないと思つております。

○平田委員 中学校が二千名と申しますと、地方の方に参りますと、一校で二千名の中学校というのは少い。そういったしますとこれはかけ持ちでございませう。

○内藤政府委員 養護教員につきましては、小学校、中学校かけ持ちしていただいたり、あるいは他の中学校とかかけ持ちしていただく。こういうふうな小学校の場合は千五百名、中学校は二千名でございませうので、そこを彼此融通していただいで、できるだけ効果を上げていただきたいと考えております。

○平田委員 昨年のように大へん流感がはやりまして、ほとんど全校全滅というふうな場合も、これはなまなましい例でございませうけれども、こういうときに養護教諭一人で見回るといふことも容易でないから、全校あげて受持の先生方は子供たちを注意していらつしやると思ふのでございませう。私はなかなかその目が届かないと思ふのです。子供でも持つておられる先生だつたら、大てい子供の顔色を見てどうかということもおわかりでしょうと思ひますけれども、これは若し先生方がいらつしやるので無理かと思ひますけれども、こういう例などもございませうので、私はやはり千五百名とか二千名という基準は非常に酷だと思つております。今辻原委員の御質問でこれから三千人をふやすということでありませうけれども、一千二百万人にも及んでおります中学、小学校の子供たちに対して、私はほんとうに子供たちの健康を保持していこうというお考えでありますれば、もつとこれは予算化されて、もつともつと大ぜいふやしていらつしやなければいけない、そう思ふわけでございませう。

それからもう一つお伺いいたしますが、保健所との連絡でございませうけれども、これも私二年ばかり前にお伺いをいたしましたことがございました。これは僻地の学校でございませうけれども、子供を連れていかなくちゃいけないという場合に、先生が一人の場合もあり二人くらいしかいらつしやらない場合もある、そういうことになりまして、山の奥から出てきて、保健所に行つて見てもらつて帰るまでには短かくて四、五日かかるところもあるわけでございませう。

ざいませう。こうなりますと、私はなかなか問題が少くないと思ふ。相変らず僻地の学校は日の当たらない場所に置かれてしまつて、せっかくこういう学校保健法案が出たのですけれども、そのためにまた何かしら取り残されたという深刻な感じを与えるのではないかと思ひますが、この問題についてはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○内藤政府委員 御指摘のように、特にそういう意味で保健所との強力な連絡が必要でございませう。エックス線の検査とかあるいはツベルクリンの反応検査等学校で非常にやりにくいようなものは保健所でやつていただく、この場合に保健所が非常に遠いというふうな場合も確かにあり得ると思ふのです。できるだけ私も厚生省ともよく緊密な連絡をとりまして、巡回診療とかあるいは巡回治療といったようなことも考へていただいて、僻地における学校の健康管理に支障ないようになつて参りたいと思つております。

○平田委員 この前に私お伺い申し上げましたときも、保健所の方に連絡をとつて、保健所の方ではなるべくやつてあげたいと思つけれども予算がない、これは保健所の方でも厚生省の方でもそう言つていらつしやるわけであります。努力はするけれども予算がない。学校の方でも、局長さんの今のお答えでも、保健所と連絡をとつてとおつしやいますけれども、ほんとうにお話し合ひなさつたことがございませうか。

○内藤政府委員 これは厚生省とすれば連絡しまして——私も保健所と直接やるわけではないのです。厚生省が積極的に学校保健計画には協力し

たい、こういう意味でこれは省令その他も十分協議してやることになっておりますので、御心配の点はないと思っております。

○平田委員 保健所の方でも、私はこの間、四、五日前ですけれども、保健所の方に参りまして、実際に要求された場合にお出掛けになつていらつしやいますかと伺つたところが、なかなか出張するだけの費用がない。大へんお気の毒ですけれども、そう思いながらお伺いできない場合の方が多いということ、ほとんど行つていらつしやらないということが言えると思うのでございますが、この点について、今年度の予算の中にはそういうことが――厚生省のことを局長さんにお聞きしてゐるのは、意地悪でも何でもございませう。真剣になつて交渉していただきたいと思つて申上げてゐるのでございしますが、そういうことはどんなお話し合いがございましたか。

○内閣府委員 私、保健所の予算までは相談しておりませんが、本法施行については厚生省は全面的に協力することを、各局長とも声明しておりますので、固い約束をとつておりますから、私も内閣府に実施できると考へております。

○小林(信)委員 関連して、今の平田さんの質問で、もう少し念を押しておきたいところがあるのです。

今多少でも養護教諭を、文部省の出した定数基準のワケ外に、多く確保しているところがあるわけです。そういうところは減らすようなことはない、こういうふうな局長はおっしゃつたのですが、このところをどういうふうな文部省は確保してくれるか、よく念

を押しておきたいのです。私の心配するのは、かけ持ちでおやりになるとか、養護教諭の使命ということについて、文部省のお考えは、従来学校看護婦時代から養護教諭という形になつてきた段階をまだ捨て切れないわけですね。やはり学校保健法を出す精神というものは、普通の先生の仕事と、保健衛生をする先生の仕事と、両々相待たなければならぬ学校教育の重大問題なんです。ところが今までの過程から、ややもすると養護教諭は、一般の先生と比べてそうでないような考えを持ちやすい。だから、簡単に二千名というふうな数を出したということ、かけ持ちも可能だからというふうなことを言われるのですが、もつとこのところは、学校保健法を出した文部省の精神からしても、私は強調しなければならぬところだと思つたのです。従つて、決して現在の数を下回るようなことはさせない、これをどういうふうな文部省は具体的な方策をもつて臨むか、そのことを私はこの際こゝで、法案の通前に御説明願ひたいと思つたのです。私たあの憂慮する点は、そういうふうな考えがやはり地方にもありますから、最近の地方財政の影響から、先生の整理ということ、前にも申し上げましたが、自治庁あたりに強要されて各府県ではやつてゐるわけですね。そういう場合に養護教諭の考へないか、おれのところは定数基準よりも上回つてゐるのだ、だから養護教諭の方の数を確保しようじゃないかというものが起きないとも限らない。私はそれはあり得ると思つたのです。そういう

場合に、文部省としてはどういふ確たる信念をもつてやるのだ。これはこの前も、局長と云ふようになった竹尾さんと三人でお話をしたことがあるのですが、あなたは、せひとも何らかの形で二万名まで――町村の費用でまかなつてゐるものもあるけれども、二万名まで、約半數までは何とかして確保してくれれば、大蔵省も事実を無視することができなくて、百三条を撤回して、そして各学校に必置するという段階になるから、それまでお互いに協力しようじゃないかということをお話も言つたはずなんです。こういう点から考へて、地方財政がどうであらうが、また輕視する者もあらうが、一人でも数を少なくしてはならない。この学校保健法を出す趣旨からしても、その腹がまえを――これは大臣にも私はせひとも聞いておいていただきたいのですが、こゝで一つ御説明願ひたいと思つた。

○内閣府委員 これは定数基準の問題でございしますけれども、今おつしやつたように、地方財政が窮乏で、教員の行政整理が行われておつたことは、皆様も御承知の通りでございします。現在十九府県が赤字府県でございします。で、それぞれの県で教員の行政整理の計画を立てておつたわけでありまして、そこでその計画が、教育水準を下回つては困るというので、私もこのたび定数基準の法案を出したわけでありまして、ですから、この定数基準の法案を通過していただきますれば、今後地方財政というところで、首切り計画はなくなるわけでありまして、これが第一でございします。

それからもう一つは、今度具体的な養護教諭の問題でございしますけれども、養護教諭は、私どもの基準で計算しますと、大部分の県が下回つております。ですから問題は無いのですけれども、一、二の県では、この基準よりも高い県がある。たとえば佐賀県のようなところは、養護教諭をほとんど置いております。ところが幸いに、佐賀県では定数基準を計算しますと、なお増員をする計画になる。ですから養護教諭とその他の教員を全部含めまして、佐賀県では総数においてはさらにふやしてもいいという結果になるわけです。これはどういふことかと申しますと、一般の教員の方を窮乏にして、養護教諭を優遇してゐる県でございします。ですからこういうふうな県は、総数としては上回つておりませんが、私はこれは問題ないと思つた。たゞ養護教諭の配当がよくても、その配当を下げる必要はないと思つております。

それから、全体として定数基準を上回つてゐる県が、約十県ほどございします。しかしこの場合は、定数基準を上回つてゐるからといって、整理をするようなことのないように、自治庁とも打ち合せております。少くとも今度の定数基準で国庫負担の方は計算しますし、さらに自治庁の方は、交付税の単位費用は、私どもの方の定数が単位費用の計算の基礎になるわけですから、同数のものが交付税の計算になるわけでございます。そこで、この新しい制度で計算した場合に、前年度よりも予算が減るようなことがあれば、特別交付税をもつて穴埋めしようというところを、自治庁と約束をしてゐるわけなんです。ですから財政的に、今度の定数基準を使つたために減るというやうなことは私はないと思つた。たゞ、これは地方の県の事情で、教育に熱心、不熱心というところがあると思つたので、一人も首を切らぬということ、私も明言できませぬけれども、財政的には十分の手当をしてゐるつもりでございします。

○小林(信)委員 大体決意のほどはわかつたのですが、しかし今度文部省のやつてきたことから考へてみて、自治庁に相当強力に働かれても、何か自治庁になめられるような形があるわけなんです。私の聞きたいのは、勤務評定を実施しないところに措置要求をして、法令違反で罰するといふ、その決意と同じように、もし養護教諭を減らすといふようなことがあつたら、それが財政的な事情からであつても、措置要求をなすといふような決意を持つていかなければ、この学校保健法案の意味は私はないと思つたのです。そういうふうなところまで私は要請して、ほんとうに学校衛生、学校保健といふことをやつていかなければ、教育の片手落ちだといふことを申し上げたい。

そこで、第四章に学校保健技師といふのがございしますが、これは私の聞くところでは、医師の代表と、歯科医の代表と、そして学校薬剤師、この代表といふものがそろわされるようなふうな承つておられますが、さしたつては学校薬剤師は、この学校保健技師の中からのくといふふうなことを聞いてゐるのですが、これはどうですか。

○内閣府委員 そういうことは考へておりません。学校保健技師は医師が中心でございしますけれども、もちろん歯科医で適當な方があれば、歯科医でけつこうでございしますし、また薬剤師

で適當な方があればけっこうでございます。要は、學校保健の推進をはかる適當な人物であればけっこうでございます。

○佐藤(觀)委員長代理 高村坂彦君。

○高村委員 本法案につきましては、今まで社會黨の各委員の諸君からいろいろ詳細にわたつての質問がございましたので、私がお伺いしようと思ひました点もほとんど尽きております。養護教諭の問題につきましては、私も考えておりました点につきましても、質問がございまして、当局からもその決意を十分伺ひましたので、この点は質問を省略いたします。ただ一、二の点につきましても、簡単に尋ねたいと思ひます。

今回のこの法案に関連する予算でございますが、国はこの法案に関連して、どのだけの予算を組んでおられますか、その内訳を明らかにしていただきたい。

第二は、この法案が実施されることによりまして、地方公共団体がどのくらい新たに予算を必要とするようになるか。この点もおわかりでございます。それから明らかにしたいでございます。

第三は學校医の問題でございますが、先ほど學校医につきましては地方財政計画において従来一人三千円であつたものを七千円に引き上げたというお話がございましたが、これは學校医だけに薬剤師も含んでおるか。それからこの地方財政計画において引き上げましたものが、この計画通りに地方で實際使われるかどうか。一休保障ができるかどうかということについてのお考え、またもし心配があれば、それに対して

してそれに使われるような措置をとる方法があるかどうか、こういうことをお尋ねしたいと存するわけであります。

本法案がございまして、學校保健の面におきまして一大躍進だと私は思ひます。そういう面におきましては非常に敬意を表しますが、今申しましたような点をさらに十分一つ御注意いただきたい。そして、この法案が実施されました際に、この法案の目的とした種目が十分達成せられますように、一つ御配慮を願ひたいと存するわけであります。与党でございますから、今の点だけを明らかにしていただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○内閣府委員 この法案の実施のために国の予算では約三千万円、これは児童生徒の治療費でございますが、治療費の補助半分として三千万円から、半年度では少くとも大体六千万円を予定しておるわけでございす。これは先ほど申しました要保護児童及び要保護児童の學校病に關する治療費の二分の一補助でございます。ですから少くともそれと同額のものが地方負担に相なるわけでございます。それからさらに地方負担といたしましては、新しく児童が學校に入る場合は就学前の健康診断がございすので、就学前の健康診断にさらに数千万かかると思つております。だから全体で大体二億円程度が予想されておるわけでございす。それからなお職員員の健康診断費として二分の一の補助の七百五十万、地方負担分を合せまして千五百万が別に計上されております。それから地方交付税の中で學校医については

七千円と申しましたが、三千円を七千円に上げたのは學校医のみならず、學校病棟も入っております。なお薬剤師につきましても今後ふえますれば当然考えなければならぬと思つております。なお保障の道があるかというお尋ねでございますが、交付税交付金でございますので、この場合に私もは從來これだけの経費を交付税の中で見たという通知をいたしておりますので、これを確保するように、都道府県教育委員会さらに市町村の教育委員会に通告をいたしまして指導をするつもりであります。これは補助金ではございませんので、的確に確保することは困難かと思ひますので、十分指導を徹底いたしまして遺憾なきを期したいと存じます。

なお本法案施行に伴う今後の措置につきましては、今後実施の状況を見た上で十分な点を補つて完全なものにしたい、かように考えております。

○佐藤(觀)委員長代理 はかに御質問ございせんか。――なければ本案に對する質疑はこれにて終了いたしました。これより本案を討論に付します。別に討論の通告がございせんので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○佐藤(觀)委員長代理 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤(觀)委員長代理 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤(觀)委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際坂田道太君より、本案に對し付帯決議を付したいとの提案がなされております。坂田道太君。

○坂田委員 付帯決議を提出いたしましたと思ひます。その案文を朗読いたします。

附帯決議

養護教諭は學校医の下において、學校保健の常務に従事するものであり、學校医が必ずしも常勤と限らない現状において、學校生活における養護教諭の重要性は極めて大なるものがある。

政府は本法案の趣旨に鑑み、養護教諭の地位の拡充について、適切な措置を講ずべきものと認める。

○佐藤(觀)委員長代理 ただいまの坂田君の提案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○佐藤(觀)委員長代理 起立総員。よつて坂田君提案の通り學校保健法案は付帯決議を付するに決しました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○佐藤(觀)委員長代理 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○佐藤(觀)委員長代理 次に文教行政に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますから順次これを許します。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私は學校統合に關する問題についてお伺いをいたしたいと思ひ

ます。御承知の通り新市町村建設促進法の精神のつとりとしまして、全国的に今學校の統合が行われておるわけであります。この統合につきましては、今全国的に各地にいろいろな紛争が起きているのであります。このことはおそろくまだ文部大臣の耳には達してないものもあるかと思ひます。それは開校が四月一日ということで、この時点を境にして各地で紛争が起きている、私が申し上げたいのは新潟県では二カ所の學校においてたゞいま紛争が起きている。一カ所は北蒲原郡の紫雲寺町における紛争であります。もう一カ所は西蒲原郡の吉田町における學校紛争でございます。これはひとり新潟県だけではなく、各地にこのような事態があると思ひますし、あとでまた高津委員の方からも御質疑があると思ひます。この紫雲寺町の方は反対派が學校の統合による廢校の方の引越しの実力をもつて阻止をして、机やいすを渡さないという事態が起きている。それから吉田町の方はこの統合されるところの米納津中學がやはり住民に了解を得ないままに統合が行われました結果として、たゞいま米納津地区の住民が結束をいたしました。百七十一名の生徒のうち百六十名というものが前の米納津中學に立てこもりまして、ここで授業を続けておる、ところが統合になった吉田中學校からは、これを一日も早く統合するとういうことで部落の人がここにピケを張つて武装警官二十名が出動をして今紛争が非常に激化しております。こういう状態でありまして、この吉田町の件につきましても、私は再三陳情を受け

ております。実は文部大臣あての陳情書もここに持っておるのでございませう。しかしこれは何分にも地方の県教育委員会が自主的に解決すべき問題であるという立場から、今までできなかった県教委が中に立つて完全に円満なる妥協を遂げるように、私はこういう立場をとってきたわけでございしますが、県の教育委員会の調停も失敗いたしました、ついに今日このような凶悪な事態ができております。これはこのまま放置いたしますと、おそらく傷害、暴行、刑事事件というものにも発展し、ひいてはまた政治的問題にまで発展する可能性なしとしない。これは非常に学校行政上重大な問題だと思ふ。こういう事態に対しては一体文部省はどのような態度をとっておられるか。学校統合に関しましては、御承知の通り二分の一を円庫が補助しているわけであり、この補助金の交付の際に、地元の実情というものを十分に調査をなさって、補助金交付があったのかどうか、こういうことがあったならば、今日のこのような事態というものは私は起らなかったと思ふ。やはり調査がずさんなままに、町から言ってきた、県の教育委員会を経由してきた、従ってこれはもういいのだ、こういうことで補助金を出しておられるのじゃないか。その結果地方の住民が非常に騒ぎを起す、こういう問題が起きているのじゃないかと思ふのです。補助金の交付についても問題点がございまして、さしあたってこのような武装警官まで入ってきて、全村が結束して学校を守っている。こういう事態は、児童生徒の教育上一日も放置することのできない重大な問題だと思ふのであります。

をどうするかという問題もあります。こういう事態は私はどっちがいいとか悪いとかことは十分調査しなければわからないことではございますが、その中に巻き込まれておる児童や生徒は、授業もできないで警官が周囲を取り巻いておるというようなことは、教育上実に捨ておくことのできない重大な事件だと思ふ。この統合についての各地の紛争の真相は、十分文部省が責任を持って、各県の教育委員会を指導されて、その真相を突きとめると同時に、将来このような紛争が起きないように、たとえば統合による補助金を交付する場合においても十分な地区住民の同意がなされておるかどうか。特に一番問題になるのは父兄です。実際生徒の父兄が統合については一番直接の利害関係があるのですから、そういう統合の場合に父兄の同意が得られておるのかないのか、こういう点は十分御調査の上で補助金の交付がなされるかと、せつなく大事な国の税金が、そして教育をさらに充実し、さらに進めていこうという政府の親心が地方において紛争の種となつて、逆効果をもたらしておるわけですか。このような事態の一日もすみやかな解決のために、文部省が直接その問題の起きている都道府県の教育委員会に対する適切な措置を一日も早くとられるように、もう警官が来て今傷害されたが起きますようにしてお、こういう事態でございしますから、私は緊急なる措置を要望してやまない次第でございしますが、大臣いかがですか、緊急なる措置をとられる考えがあるかどうか。

も非常な影響を来すばかりでなく、その精神にもショックを与える大きな問題です。従つてこうした問題については何とかして円満に解決をしようとして、専ら教育に関するところでございしますから、もちろんこれは超党派的に円満な解決をしなければならぬと存じております。従つて急々調査いたしまして方法をとらなければならぬと存じております。

が、文部大臣はこういう事態に対してどのような処置をとられるお考えでございませうか。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は、実はもうすうすう聞かぬでもないのです。しかし御承知のように、私もこの方では指導とか援助とかというような力しかありませんが、しかし学校統合は実は御指摘になりました新潟県ばかりじゃないのです。すぐ近くの埼玉県にもそういう問題があつて、非常に思つていろいろやつておりますけれども、しかしさういふ口を出しますと、中央から出てきて押しつけたとか何とかというふうな非難も受けるおそれがあります。しかしそんな非難なんかあつてもなくてもかまいません。御指摘のように警官が立ち会つて、そうして暴行脅迫とか何とかというふうな刑事問題化するようなおそれがあります。そういう一つこちらでも教育委員会あたりと協議いたしまして、善処しておさめなければならぬというふうに考えております。

をどうするかという問題もあります。こういう事態は私はどっちがいいとか悪いとかことは十分調査しなければわからないことではございますが、その中に巻き込まれておる児童や生徒は、授業もできないで警官が周囲を取り巻いておるというようなことは、教育上実に捨ておくことのできない重大な事件だと思ふ。この統合についての各地の紛争の真相は、十分文部省が責任を持って、各県の教育委員会を指導されて、その真相を突きとめると同時に、将来このような紛争が起きないように、たとえば統合による補助金を交付する場合においても十分な地区住民の同意がなされておるかどうか。特に一番問題になるのは父兄です。実際生徒の父兄が統合については一番直接の利害関係があるのですから、そういう統合の場合に父兄の同意が得られておるのかないのか、こういう点は十分御調査の上で補助金の交付がなされるかと、せつなく大事な国の税金が、そして教育をさらに充実し、さらに進めていこうという政府の親心が地方において紛争の種となつて、逆効果をもたらしておるわけですか。このような事態の一日もすみやかな解決のために、文部省が直接その問題の起きている都道府県の教育委員会に対する適切な措置を一日も早くとられるように、もう警官が来て今傷害されたが起きますようにしてお、こういう事態でございしますから、私は緊急なる措置を要望してやまない次第でございしますが、大臣いかがですか、緊急なる措置をとられる考えがあるかどうか。

統合の実が出てないではないか、米納津中学校はこちでやつておるじゃないか、学校を統合してないじゃないか、この会計検査院の報告にあわて、町当局は今強引に力をもつて統合させようということになっておるのです。町長は自分がそういう申請をした手前、自分の政治的生命を賭しても無理に統合させる、そうしなければならぬ自分がつてきた手続がうそになつてくるおそれがある。会計検査院に対しては三十三年の四月一日から必ず統合させますし、住民には何ら異議がないのであります。従つてこれはやはり県の教育委員会等にまかしての調査でなく、文部省が責任を持って調査をなさらないと、こういうただうわべだけの調査だと、町長の申告であるとか、県の教育委員会の町長派といわれるような者、町長と一緒に今まで統合を進めてきた人たちの一方的な申告に終るおそれがあるのです。従つて紛争が起る以上は、これは起る原因があるのですから、その原因についての公正厳正な責任を持った文部省の調査を私は要望してやまない。特にこの場合はそういう一方的な報告が行われるおそれがございますので、ぜひこの点を御調査願いたいし、また事と場合によつては衆議院なり参議院の文教委員会から実態調査のための議員派遣ということも考えられるわけではございますので、よろしく願ひいたします。

が、文部大臣はこういう事態に対してどのような処置をとられるお考えでございませうか。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は、実はもうすうすう聞かぬでもないのです。しかし御承知のように、私もこの方では指導とか援助とかというような力しかありませんが、しかし学校統合は実は御指摘になりました新潟県ばかりじゃないのです。すぐ近くの埼玉県にもそういう問題があつて、非常に思つていろいろやつておりますけれども、しかしさういふ口を出しますと、中央から出てきて押しつけたとか何とかというふうな非難も受けるおそれがあります。しかしそんな非難なんかあつてもなくてもかまいません。御指摘のように警官が立ち会つて、そうして暴行脅迫とか何とかというふうな刑事問題化するようなおそれがあります。そういう一つこちらでも教育委員会あたりと協議いたしまして、善処しておさめなければならぬというふうに考えております。

をどうするかという問題もあります。こういう事態は私はどっちがいいとか悪いとかことは十分調査しなければわからないことではございますが、その中に巻き込まれておる児童や生徒は、授業もできないで警官が周囲を取り巻いておるというようなことは、教育上実に捨ておくことのできない重大な事件だと思ふ。この統合についての各地の紛争の真相は、十分文部省が責任を持って、各県の教育委員会を指導されて、その真相を突きとめると同時に、将来このような紛争が起きないように、たとえば統合による補助金を交付する場合においても十分な地区住民の同意がなされておるかどうか。特に一番問題になるのは父兄です。実際生徒の父兄が統合については一番直接の利害関係があるのですから、そういう統合の場合に父兄の同意が得られておるのかないのか、こういう点は十分御調査の上で補助金の交付がなされるかと、せつなく大事な国の税金が、そして教育をさらに充実し、さらに進めていこうという政府の親心が地方において紛争の種となつて、逆効果をもたらしておるわけですか。このような事態の一日もすみやかな解決のために、文部省が直接その問題の起きている都道府県の教育委員会に対する適切な措置を一日も早くとられるように、もう警官が来て今傷害されたが起きますようにしてお、こういう事態でございしますから、私は緊急なる措置を要望してやまない次第でございしますが、大臣いかがですか、緊急なる措置をとられる考えがあるかどうか。

も非常な影響を来すばかりでなく、その精神にもショックを与える大きな問題です。従つてこうした問題については何とかして円満に解決をしようとして、専ら教育に関するところでございしますから、もちろんこれは超党派的に円満な解決をしなければならぬと存じております。従つて急々調査いたしまして方法をとらなければならぬと存じております。

が、文部大臣はこういう事態に対してどのような処置をとられるお考えでございませうか。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は、実はもうすうすう聞かぬでもないのです。しかし御承知のように、私もこの方では指導とか援助とかというような力しかありませんが、しかし学校統合は実は御指摘になりました新潟県ばかりじゃないのです。すぐ近くの埼玉県にもそういう問題があつて、非常に思つていろいろやつておりますけれども、しかしさういふ口を出しますと、中央から出てきて押しつけたとか何とかというふうな非難も受けるおそれがあります。しかしそんな非難なんかあつてもなくてもかまいません。御指摘のように警官が立ち会つて、そうして暴行脅迫とか何とかというふうな刑事問題化するようなおそれがあります。そういう一つこちらでも教育委員会あたりと協議いたしまして、善処しておさめなければならぬというふうに考えております。

をどうするかという問題もあります。こういう事態は私はどっちがいいとか悪いとかことは十分調査しなければわからないことではございますが、その中に巻き込まれておる児童や生徒は、授業もできないで警官が周囲を取り巻いておるというようなことは、教育上実に捨ておくことのできない重大な事件だと思ふ。この統合についての各地の紛争の真相は、十分文部省が責任を持って、各県の教育委員会を指導されて、その真相を突きとめると同時に、将来このような紛争が起きないように、たとえば統合による補助金を交付する場合においても十分な地区住民の同意がなされておるかどうか。特に一番問題になるのは父兄です。実際生徒の父兄が統合については一番直接の利害関係があるのですから、そういう統合の場合に父兄の同意が得られておるのかないのか、こういう点は十分御調査の上で補助金の交付がなされるかと、せつなく大事な国の税金が、そして教育をさらに充実し、さらに進めていこうという政府の親心が地方において紛争の種となつて、逆効果をもたらしておるわけですか。このような事態の一日もすみやかな解決のために、文部省が直接その問題の起きている都道府県の教育委員会に対する適切な措置を一日も早くとられるように、もう警官が来て今傷害されたが起きますようにしてお、こういう事態でございしますから、私は緊急なる措置を要望してやまない次第でございしますが、大臣いかがですか、緊急なる措置をとられる考えがあるかどうか。

も非常な影響を来すばかりでなく、その精神にもショックを与える大きな問題です。従つてこうした問題については何とかして円満に解決をしようとして、専ら教育に関するところでございしますから、もちろんこれは超党派的に円満な解決をしなければならぬと存じております。従つて急々調査いたしまして方法をとらなければならぬと存じております。

一口の閉校式の場合に、非常な混乱を生じておるのであります。そうしてあした——ゆうべの長距離電話だから、きょう教材などをみんな統合校の方に持っていく。それで校長を別にこちらへて、また教師を任命して、一定の別の場所を——封印してしまうのですから、その封印を破るわけにいかぬのです。それで別のところで私立の学校を非常な負担をしてこしらえるわけですね。それできょう阻止に出なければ、騒動に及ぶかもしれぬというから、そういうことはするな。抵抗しないで十分陳情しない。みんな了承したのではないかと言われたらあと発言権はない。それは個人の見解を電話で伝えておいたのであります。この広島県のような場合、文部大臣は同じように調査権をもって調査にお乗り出しになるお考えがあるのかどうか。金剛にこういう事例は一ぱあると思うのです。御見解を承わりたい。

○松永国務大臣 高津さんの今のお話で、広島県のこと初めて私耳にいたしました。これはそうどこにもここにもあるのじゃありませんけれども、私の耳にいたしておりますのは二、三個所あります。だけれども、これはこういう問題のためにそんなごたごたすることがあります。さつきも申し上げた通り、事教育に関する問題だけに、何としてでもこれは門前解決せなければならぬと存じます。仰せに従いまして、その問題について急々調査をいたしまして善処したいと存じます。さらに文部省からも何とかして都合を見て派遣したいというふうに考えております。

○高津委員 櫻井委員の御注意のあったように、調査に文部省からも人を派遣する。非常にありがたい。同じ町内の少数の部落の人は、喜ぶことであらうと思いますが、その場合両方の側から同じように聞かれないでは真相はつかめないうのです。必ず両方から聞いていただきたい。

それから三十一年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によつて、文部大臣の権限がだいぶ拡大されたわけです。措置要求権、調査権等いろいろ拡大されておるわけです。今までならば教育委員をリコールの方法もありましたから、学区内の住民に、それを牽制する権限があったわけですね。今やそれがなくなりました。上からの任命になっておりますから、これを救うのは文部大臣の権限以外にはない。違法行為があれば、それは地方裁判所に訴えることができるが、不当なことを押える権限は、町の行政当局が勝手なことをやり出した場合には、文部大臣がこれを扱わなければ全く助けようがないのです。

それからかつて平野力三君が、閣内で調和を破るようであるけれども、全国農民の同情をどうしてくれるのかと非常に大きく争ったわけです。平野力三君は落選しておつても、今もって彼を徳としておる。そしてまた京都の知事に今なつておる藤川長官は、中小企業がこの状態で政府がこんなことじゃいかぬといつて政府と争つた。それをみんな今もって中小企業が徳としておるのであります。中小企業庁長官が中小企業の苦難に対してそれだけの愛情を持たねばしょうがないのです。文部大臣は、教育について同様に末端

を、ことに僻地の住民、父兄、六キロも七キロも通学しなければならぬやうなところで、小学一年生もおれば二年生もおられますから、そういうことは大へなことです。通学バスの用意は全然ありません。第一町当局はバスを持っております。その予算の措置もちつともありません。それだから、子供の健康を児童福祉法の精神に沿つて守らなければならぬ、死ぬやうなことを子供にはさせられないといつて奮起しておるのです。だから別の校長をこしらえておるわけです。早急に調査に乗り出し、何とかの措置を講じていた

それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第六十一条にこういうことが書いてあります。「この法律に定めるもののほか、市町村の設置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に必要事項は、政令で定める。」この政令は出ておるのでしょうか、齋藤政府委員に聞きたい。

○齋藤(正)政府委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の第六章は、市町村の設置分合の場合における特例を規定しております。○高津委員 上板木小学校の隣校をして、しやにむに持つていくということでは、その施行令のどの条項にも違反してはいないかどうか、それをやはり齋藤政府委員に承わりたい。

○齋藤(正)政府委員 御質問の点は、団体内部の事務の問題でございますので、固あるいは地方公共団体と国民との関係ということではございませぬので、今伺つてゐる範囲では、争訟の方面が私がつかぬのでございませぬ。

○高津委員 とにかくこの莫れなる部落の人々のために、文部大臣は、自分の管轄で正義の行われるように、不当行為のないように、松永文部大臣はよくおやりになつたということが記録に残るように、りっぱに行動されることを私は要望して、私の質問を終ります。

○佐藤(觀)委員長代理 山崎始男君。○山崎(始)委員 文部大臣にお尋ねいたしますが、私がお尋ねしたい点、児童災害の問題でございませぬ。昨晩各紙の夕刊紙によりますと、東京の武蔵ヶ丘の生徒が京都観光バスに乗りまして、京都地内で十数人災害を受けております。その問題で私は、おそらく大臣も私たちと同じ気持ちだと思つておりますが、ちょうど五月の末ごろまで、おそらく全国で修学旅行団が引きも切らないと思つております。きょうも国会へごらんの通りにたくさ

んの修学旅行団が参つておりますが、無事にこういう学生たちが修学旅行を終えてくれればと思つては、おそらく文部大臣も私たちと同じだと思つております。それについて実は私も提案者の一人となりまして、たしか昭和三十年の五月と記憶いたしますが、わが社会党の方から児童災害補償法という法律を提案いたしております。そういたしておりますが、たしか昭和三十年の五月と記憶いたしますが、御承知のように繁興丸事件が起きた。引き続き同じ年の夏の土用休暇には、津の海岸におきまして御承知の三重県の海水浴場事件というものが起きた。災害は忘れたころにくると俗に申しますが、その後児童災害の法律制度の問題がその国会及び次の国会におきましても継続審議となつておることを私は記憶いたしておるのであります。それにつきまして、きょうもたまたま学校保健法というものが通過いたしました。お互いに御同慶なものであります。が、やはりこのような学校保健法なんかといふば兄弟のごとき法律ではないかと私は思つておりますが、それ

に對しまして、昨年の十一月の初旬だと思つておりますが、全国的に各新聞社が取り扱ひまして、文部省の方で児童災害に対する政府提案として立案企画をされ、この国会にお出しになるという内容を新聞紙が大々的に実報報道したのであります。私も、その内容がどういふ内容であるかはつまびらかにいたしません。が、いづれにいたしましても、私が児童災害法の提案者の一人となつております関係上、これは政府が出して下さつても非常にけつこうなことだと、実は非常に喜んでおつ

たのであります。ところがいつの間にかその後姿を消してしまいました。それにつきましても、事実そういうふうな政府提案として文部省がお出しになるお氣持が非常に強くおありになったのかどうか、この点を一つお聞かせ願いたいのであります。

○松永国務大臣 御指摘になりました児童災害補償法は、これを何とかして出そうというので——今あなたの仰せになった通り、前にもそういう議題が出たのであります。これはけっこうなんで、どうしてもそれをせんければならぬ。忘れたころに災害というものは起るものだというのはお話の通りな

た大きな被害が何度も起つたので、出すのに心配になると存じまして、その熱意を持っておつたのでございます。けれども、右申し上げる通り、これはこの国会には間に合いません。しかし次の国会には必ず出さなければならぬ、また出して、そうして御説のような不安を除きせんければならぬというふうに考えております。

○山崎(始)委員 大臣の今の御答弁を聞きまして、実は私も非常に喜ぶ一人なんであります。申し上げるまでもございせんが、鳥根県あるいは岡山県、広島県というようなところで、各PTAがこの問題について多少でも救おうという目的で、たしか昭和二十九年ごろかと思いますが、自主的に児童災害に対する団体を作りまして、それが順次三重県あるいは岐阜県、滋賀県、愛知県などに及び、現在では東京都あたりでも一部分やつていらつしやう。学校もあると思うのであります。児童災害を多少でも救おうという趣旨の団体があちこちに生れておるのであります。たまたま私たちの地元市におきまして、PTAが主体となりましてそういうふうなものを作らんとする動きが現在あり、実は私もその相談を受けているのであります。ところが私の氣持では、いずれ文部省の方から政府提案としてこれが出されるから、というしばかりで、実は昨年も押えてきたのであります。ところが本年聞きますと、今おっしゃいますように学校保健法との二本建て出したために、この法律が実はずななかつたのだという御説明でございまして、本会議が始まりますので私は長くは申し上げませ

んが、果して学校保健法との並行で出したためにこれが出さなかつたのか、あるいは一昨年あたりから、いわゆる保険会社が、この法律を作られたならば保険会社が困るのだということ、で、保険会社自体で、全国二千万になんなんとする児童生徒を対象にしたところの、独自の保険会社の試案というものを出して強く大蔵省に折衝いたしておりました——今日私はそれをつまびらかにいたしません。そういうことが原因となつてこの災害補償法というものが本年つぶされたのか、あるいは軍人遺家族あたりのいわゆる補償金の問題で途中から文部大臣が腰を折られたのか。私たち野党の立場からすると、今の文部大臣の御熱意のほどはどうかがあるものであります。そういうふうないきさつがあつて、そういうふうなことが関係しているのじやないかと、さつを一つ忌憚なくお聞かせ願いたいと思ひます。

○松永国務大臣 学童に対するいろいろ御親切なお言葉に感謝いたします。御指摘になりましたように、この問題は、保険会社の営利といふか、そういう試案とかあるいはそうした問題とは全然関係がありません。さらにまた、最後に御話になりました軍人の恩給ですか、そんな問題とは一つも関係ありません。私が先ほど申し上げた通り、この学校保健法と二つ出しましたために、まず今度は学校保健法だけの予算をということ、さうしてこれはあと同しということになつたのが実情でございまして。しかしかけさまで今御説明になりました通り、全国十数府県に学校安全会ができておりました。自治的に何とかこうしたことの防止をしたいというふうなお企て、まことにこれもありがたいことだと思ひます。私も文部当局といたしましては、今後こうした自治的の会も育てあげていきたい、さらにまた仰せになりました児童災害防止法、これとせひ一つ提案いたしまして、そうして万全を期したいというふうに考えております。

○山崎(始)委員 それでは最後に一点だけ大臣の御決意のほどをお伺いいたすのであります。今の大臣の御答弁は、心の底からあなたの言葉が実は出ているように受け取れるのであります。その点私も非常に喜んでおるのであります。とにかく文部省はそういうふうないきさつによつて芽をつぶされた。しかしながら次の国会では必ず提案して同時に通させてみるという御決意があらになるかどうか。申し上げるまでもありませんが、もう解散は目の前に控えております。次の国会で松永文部大臣が生れるかどうか、これは保証の限りではありませんが、(笑)私は今のあなたの御氣持を伺つておりますと、解散後の政府におきまして、ぜひ一つ松永文部大臣を出していただきたいというふうに考えるのであります。そこで次の国会のことをお尋ねするの妙なことであります。次の国会には文部省提案で強く大蔵省とも折衝してこれをせひ通過させるのだという御決意のほどを、最後に簡単によろしゅうございまして、一点だけお聞かせ願ひたいのであります。

○松永国務大臣 ぜひその目的を達成するように努力したいというふうに考

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局